

広島県告示第千三百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

令和五年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	解 除 し た 事 務	解除した年月日
地域政策局国際課長 大小田 健	ハワイ州大規模火災義援金に係る 現金及び有価証券の出納及び保管	令和五年十二月二日